

青 水 振 号 外
令和 7 年 6 月 2 日

報道機関各位

青森県農林水産部水産局水産振興課長
(公印省略)

漁業関係法令違反の書類送致について

青森県農林水産部水産局水産振興課では、下記のとおり漁業法違反及び青森県漁業調整規則違反を検挙し、本日、青森区検察庁に書類送致しましたので、お知らせします。

記

- 1 事犯の概要
別紙のとおり
- 2 適用法令
 - 漁業法違反
 - 同法第 5 7 条第 1 項（都道府県知事による漁業許可）
 - 同法第 1 9 0 条第 3 号（罰則）
 - 青森県漁業調整規則違反
 - 同規則第 4 条第 1 項第 8 号（知事による漁業許可）
- 3 検挙機関
青森県（漁業取締船による検挙）

	報道機関用提供資料	
担 当 課 担 当 者	水産振興課 漁業管理 G M 野 月 浩	
電話番号	直通 0 1 7 - 7 3 4 - 9 5 9 3 内線 4 6 6 1	
報 道 監	農林水産部次長 及川正顕 内線 4 9 6 6	

別紙

事犯の概要

1 被疑者

青森県北津軽郡中泊町在中

A 漁業協同組合

漁業 B (79歳) 男性

2 検挙日

本年3月12日

3 犯行場所

青森県北津軽郡中泊町小泊岬北灯台中心点から真方位356度
距離約3,565メートル（北緯41度10.225分、東経140度
15.217分）付近の海域

4 内容

被疑者は、動力漁船（総トン数12トン、ジーゼル機関502kW）の
船主兼船長として、法定の除外事由がないのに、本年3月12日午後6時51
分ころ、青森県知事の許可を受けないで、固定式刺し網漁業により、ひらめ等
39.4キログラム（時価合計1,944円相当）を採捕したものである。

以 上